

**地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院
弁当販売業務 募集要項**

1. 趣旨

常滑市民病院（以下、「発注者」という。）では、職員の昼食環境向上を目的として、令和7年4月1以降に地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院（以下、「りんくう病院」という。）において、職員向けに昼食用の弁当販売をする事業者を募集する。この要項は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務履行場所

知多半島りんくう病院 6階 職員食堂
常滑市飛香台3丁目3番地の3

(3) 契約期間（予定）

令和7年3月中旬から令和8年3月31日まで
ただし、契約締結から令和7年3月31日までは本業務の準備期間とする。

(4) 弁当の販売期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 業務の詳細

業務の運営に係る詳細は別紙「地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務仕様書」とおり。

3. 参加資格

- (1) 本業務の遂行にあたり、食品衛生法等に関する関係法令等の規定に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、営業開始までに確実に取得できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 愛知県内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去に同様の弁当販売業務に係る1年以上の実績を有すること。
- (8) 県内において、過去3年間において食品衛生法に違反したとして行政処分を受けた者でないこと。

4. 地方独立行政法人への移行に伴う契約権利義務の承継について

常滑市民病院は、令和7年4月1日（以下「法人設立日」という。）の地方独立行政法人化による、半田市立半田病院と経営統合を予定している。

設立される法人の名称は「地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）」となり、経営統合後は、機構が、両病院を運営する。

それに伴い、本業務に関連して常滑市民病院と事業者間で締結された契約上の地位（権利及び義務を含む。）及び本業務実施に必要な物品は、両市が定める範囲で地方独立行政法人が継承することとし、本業務の実施に必要な不可欠な範囲で契約変更及び協議主体の見直し等を行うこととする。

5. 配布資料

- (1) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務 募集要項（本資料）

(以下、「募集要項」という。)

- (2) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務 仕様書
(以下、「仕様書」という。)
- (3) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院 弁当販売業務 評価基準
(以下、「評価基準」という。)
- (4) 様式
 - ア. プロポーザル参加申込書兼誓約書 (様式 1)
 - イ. 会社概要・業務実績 (様式 2)
 - ウ. 質問書 (様式 3)
 - エ. 企画提案書 (様式 4 - 1) ~ (様式 4 - 5)
 - オ. 提案書の開示に係る意向申出書 (様式 5)
 - カ. 参加辞退届 (様式 6)

6. 質問書の提出手続き等に関する事項

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

(1) 提出書類

質問書 (様式 3)

(2) 提出期間

令和 7 年 2 月 17 日(月)17 時まで

(3) 提出方法

「14.事務局、提出書類等の提出先」に記載のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。電話での質疑は受け付けない。

電子メールの件名は、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務に係るプロポーザルに関する質問について (事業者名)」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため、送付後電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 質問への回答

令和 7 年 2 月 20 日 (木) 17 時までに、病院ホームページ上で回答を公表する。なお、質問の回答は、募集要項又は仕様書の追加・修正とみなす。

7. 提出書類

提出書類については、次のとおりとします。

(1) 提出書類

	提出書類	提出部数	備 考
ア	プロポーザル参加申込書兼誓約書 (様式 1)	1 部	
イ	法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	1 部	提出日を基準日として発行後 3 ヶ月以内のもの
ウ	国税及び地方税に係る納税証明書又は滞納のないことを証する証明書等の写し	1 部	提出日を基準日として発行後 3 ヶ月以内のもの
エ	会社概要・業務実績 (様式 2)	1 部	会社の概要が記載されたパンフレット等があれば別途添付すること。
オ	企画提案書 (様式 4)	7 部	「7.企画提案書の作成要領」を参照し作成すること。
カ	提案書の開示に係る意向申出書 (様式 5)	1 部	
キ	決算書等	1 部	過去 3 営業年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び剰余金の処理状況を明らかにした書類。

(2) 提出日時

令和7年3月 5日(水) 17時まで(事務局必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

持参の場合は土日祝日を除く各日9時から17時までの間に持参することとし、事前に担当者と提出日時を調整すること。

(4) 提出場所

「14.事務局、提出書類等の提出先」とおり。

8. 企画提案書の作成要領

- (1) 様式4-1~4-5「企画提案書」を用いて作成すること。枚数に上限は無いが、具体的かつ簡潔にまとめること。
- (2) 用紙の規格はA4判、カラーの片面印刷とする。
- (3) 全ページにページ番号を付すこと。
- (4) 会社名やロゴ、シンボルマークなど企業を特定できる要素は伏せること。
- (5) 評価基準の評価区分ごとにインデックスを付すこと。
- (6) 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 仕様書を参照し、事業目的達成のために必要な事項を記載すること。
- (8) 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

9. 販売事業者の評価・選定方法

企画提案書を始めとする提出書類をもとに、評価基準に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院弁当販売業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)によって、以下のとおり、優先交渉権者及び次点者を選定する。

- (1) 次に定める者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。
 - ア. 参加資格を有する者
 - イ. 評価点の7割以上を獲得している者
- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、評価基準における評価区分中、食事提案の点数が高い者を優先交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に審査を実施する。
- (4) 評価項目ごとの配点は評価基準のとおりとする。
- (5) 選定委員会組織
選定委員会の構成員(以下、選定委員)は以下のとおりとする。

委員長	野中	時代	(常滑市民病院 事業管理者)
委員	富田	亮	(常滑市民病院 副院長)
委員	羽田野	令子	(常滑市民病院 看護局 局長)
委員	原田	博子	(常滑市民病院 看護局 副局長)
委員	小羽	正昭	(常滑市民病院 事務局 局長)
委員	松浦	利尚	(常滑市民病院 事務局 管理課 課長)

10. 選定結果

(1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は令和7年3月10日(月)までに発注者ホームページ上に公表し、提案者全員に通知文書を発送する。なお、選定結果についての問い合わせについては一切応じない。

(2) 優先交渉権者との交渉

審査により選定した優先交渉権者と提案内容及び発注者の移行について協議調整を行い、決定に至れば受注者として決定する。

(3) 失格

優先交渉権者が次のいずれかに該当した場合は失格とし、次点者と交渉を行うものとする。

- ア. 提案書等必要な書類に不備がある、又は提出日に遅れた者
- イ. 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ. 「3.参加資格要件」の各号の要件を満たしていないと判断される者
- エ. 公募から優先交渉権者を特定するまでの間にプロポーザル参加申込者が、選定委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

11. 公募から公表までのスケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年2月10日(月)
質問書の提出期限	令和7年2月17日(月)
質問書の回答公表	令和7年2月20日(木)
参加意向申出書等の提出期限	令和7年2月27日(木)
企画提案書の提出期限	令和7年3月5日(水)
選定結果の通知・公表	令和7年3月10日(月)

12. 販売に関する当院の状況等について(参考)

(1) 職員の概算

職種	概数
医師	40
看護師	200
コメディカル	100
事務職員	60
臨時職員	100

※シフト勤務、パート・アルバイト等を含むため、必ずしも同日に勤務している人数ではない。

(2) 院内の売店等

階層	種別
1階	売店、ベーカリーカフェ(来院者・職員ともに利用可能)

13. その他

- (1) プロポーザルは業者の特定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務の詳細については、発注者との協議により確定とします。
- (2) 提出書類は返却しません。

14. 事務局、提出書類等の提出先

常滑市民病院 事務局 管理課
〒479-8510 常滑市飛香台3丁目3番地の3
電話：0569-35-3170
FAX：0569-34-8526
Mail：byoinkanri@city.tokoname.lg.jp
担当：前、横澤